⑨　政府備蓄米等について

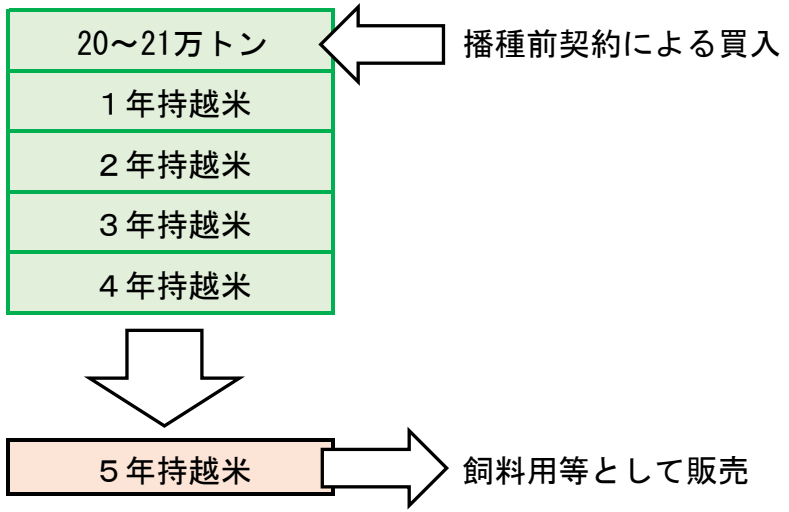
政府備蓄米の運営について

- 政府米の備蓄については、適正備蓄水準を100万トン程度として運用（10年に1度の不作（作況92）や、通常程度の不作（作況94）が２年連続した事態にも国産米をもって対処し得る水準）。
- 備蓄運営については、政府による買入・売渡が市場へ与える影響を避けるため、通常は主食用途に備蓄米の販売を行わない棚上備蓄を実施。
- 基本的な運用としては、適正備蓄水準100万トン程度を前提とし、毎年播種前に20万トン～21万トン（※）買入れ、通常は５年持越米となった段階で、飼料用等として販売。

※　基本的な買入数量については、従来、毎年20万トン程度とし、CPTPP協定後は豪州枠の輸入量に相当する量を加えた21万トン程度としてきたが、会計検査院の指摘を踏まえ、今後、豪州枠の輸入量に相当する量の買入れは、実際に豪州から輸入される数量に見合った規模となるよう見直し。これに即して備蓄運営が行われれば、基本的な買入数量は20万トン～21万トンとなる。

基本的な政府備蓄米の運用

原則20～21万トン　×　５年間程度　→　100万トン程度



政府備蓄米の現在の在庫状況

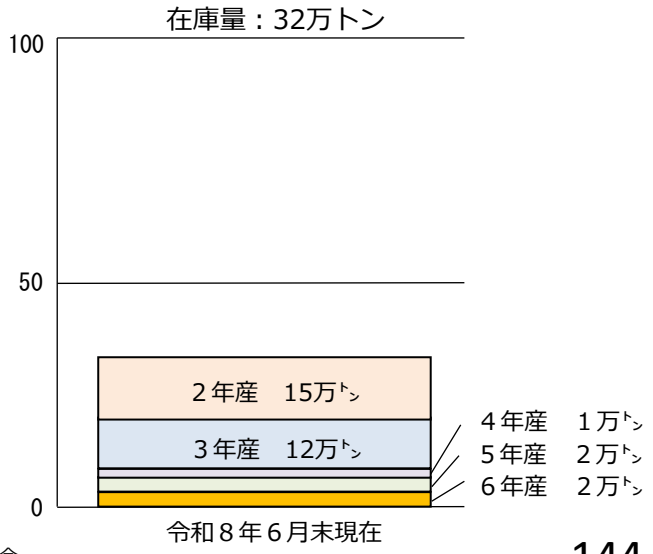
※　令和７年3月以降の買戻し条件付き売渡し31万トン、随意契約による売渡し28万トン、加工原材料用への売渡し５万トンにより、令和８年６月末在庫は32万トン。

【最近の買入数量】

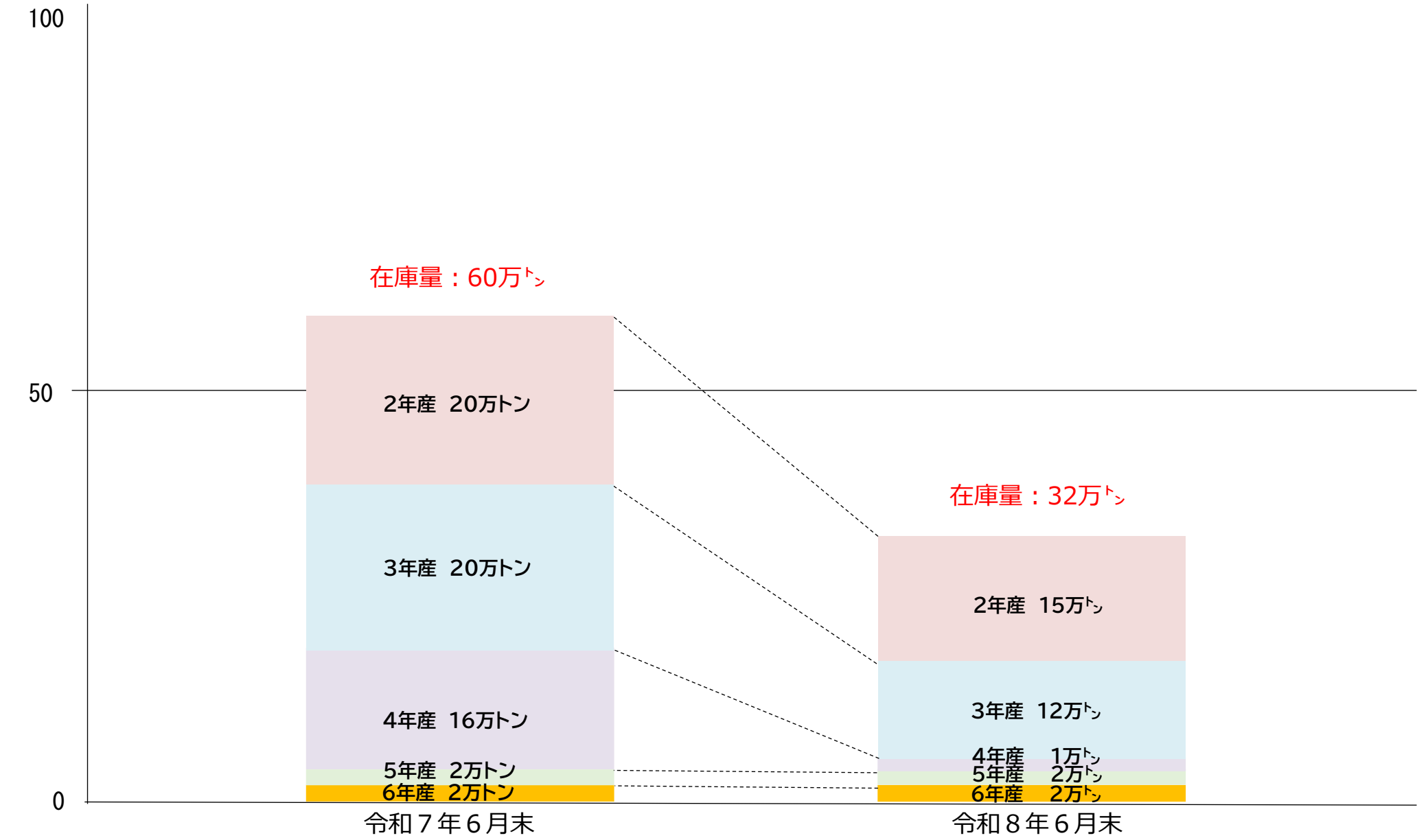
令和２年産	21万トン
令和３年産	21万トン
令和４年産	20万トン
令和５年産	19万トン
令和６年産	16万トン

注１：令和７年産米の買入れは、中止。
注２：ラウンドの関係で在庫量と内訳が一致しない場合がある。

【現在の備蓄状況】



政府備蓄米の在庫状況について



※　令和８年６月末は、令和７年６月末の在庫量から、令和８年３月までに供給された政府備蓄米の数量（随意契約による政府備蓄米 23 万トン、加工原材料用として政府備蓄米５万トン）を差し引いた数量である。

日本における穀物等の備蓄（備蓄水準とその考え方）

○　現在、米、食糧用小麦、飼料穀物について国として備蓄事業を実施。

○　備蓄水準は、

・　自給している米については、「国内の不作に対し（緊急輸入等せずに）国産米でもって対処し得る水準」、

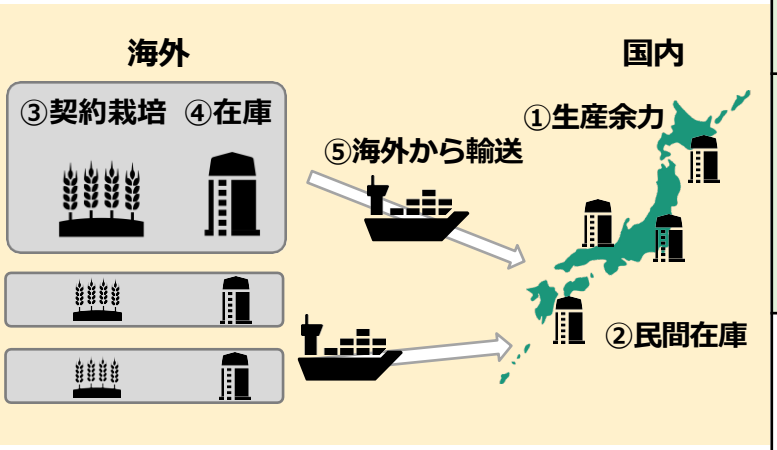
・多くを輸入に依存している食糧用小麦と飼料穀物については、「不測時に、代替輸入先からの輸入を確保するまでの期間に対処し得る水準」を確保することを基本に設定。

	品目	備蓄水準	備蓄水準の考え方
国産	米	100万トン程度	10年に１度の不作（作況92）や、通常程度の不作（作況94）が２年連続した事態にも、国産米をもって対処し得る水準 **・2001年当時の需要量をベースに設定** **（2011年の回転備蓄方式から棚上備蓄方式への変更時に、引き続き100万トン程度として設定）**
輸入	食糧用小麦	国として外国産食糧用小麦の需要量の2.3カ月分（90万トン程度）	過去の港湾ストライキ、鉄道輸送等の停滞による船積遅延の経験等を考慮した水準 **・代替輸入に4.3カ月程度必要** **・すでに契約を終了し、海上輸送中の輸入小麦の量は２カ月分程度** **・差し引き2.3カ月分程度の備蓄が必要**
輸入	飼料穀物	100万トン程度	不測の事態における海外からの供給遅滞・途絶、国内の配合飼料工場の被災に伴う配合飼料の急激なひっ迫等に対処し得る水準 **・過去に備蓄を活用した最大実績は75万トン（東日本大震災時）** **・海上輸送中の飼料穀物約100万トンが存在しており、備蓄飼料穀物とあわせて ２カ月程度のストックとなり、この間に代替輸入国への変更等が可能**
輸入	食品用大豆 **2010年度をもって廃止**	需要量の約１カ月分（1981～1994年度は８万トン） 廃止直前の2010年度は約２週間分の３万トン	過去の国際的な供給不安、輸出規制等を考慮した水準 （1974年の備蓄事業開始以降、一度も備蓄の放出が行われていないこと等を理由に2010年度をもって廃止）

日本における穀物等の備蓄（効果的・効率的な備蓄の考え方、備蓄の負担）

- ○ 備蓄には倉庫における保管経費などが必要であり、コストがかかる仕組み。過去に大豆の備蓄事業が廃止された理由も、財政支出に伴う政策効果が疑問視されたため。
- ○ 全てを国内の倉庫で保管するという考え方ではなく、①国内の生産余力、②国内の民間在庫、③海外の生産農地（日本向け契約栽培）、④海外の倉庫の在庫、⑤海外からの輸送過程等を含め、総合的な備蓄として評価すべきではないか。

総合的な備蓄の考え方
① 国内の生産余力
② 国内の民間備蓄
③ 海外の生産のうち（日本向け契約栽培）
④ 海外の倉庫の在庫
⑤ 海外からの輸送過程
等を含め、総合的な備蓄として評価



品目 備蓄水準	経費負担等の考え方 （2021年度 決算額）	備蓄１トン当たりの 2021年度決算額 （追加的費用）※
米 100万トン程度	・備蓄分の所有権は国 ・備蓄は100%国費 売買及びその管理を委託 **保管経費等：約113億円** **売買損益：約▲377億円**	**約4万9,000円/トン** 注: 買入費を含むことに留意
食糧用小麦 国として 外国産食糧用小麦の 需要量の2.3カ月分 （90万トン程度）	・備蓄分の所有権は企業に移転 ・国家備蓄として、製粉企業等が需要量の2.3カ月分を備蓄した場合に、1.8カ月分の保管経費を100%助成 **保管経費等：約42億円**	**約4,700円/トン**
飼料穀物 100万トン程度	・備蓄分の所有権は企業 ・配合飼料メーカー等が事業継続計画に基づき実施する飼料穀物備蓄に対し、その費用の一部（約75万トンの保管経費の1/3以内等）助成 **保管経費等：約15億円**	**約1,900円/トン**
食品用大豆 需要量の約１カ月分 （1981～1994年度は８万トン） 廃止直前の2010年度は約２週間分の３万トン **2010年度をもって廃止**	・備蓄分の所有権は企業 ・国の大豆備蓄計画等に基づいて実施する食品用大豆の保管経費を100%助成 **保管経費等：約３億円**（2010年度予算額）	**約10,000円/トン** 注：2010年度予算額ベース

※ 2021年度決算額を備蓄水準で単純に除して算出した値

政府備蓄米の買戻し条件付売渡しの状況

○ 買受者に対する主食用としての備蓄米の売渡しを、政府が当該買受者から一定期間後（原則として売渡しから５年以内（双方協議の上延長することも可能））に当該備蓄米と同等同量の国内産米の買入れを行うとの条件を付した上で販売。

○ 併せて、①地域ごとの需給状況、スーパー等の小売事業者などの調達状況や学校給食等向けの円滑な供給などにも配慮した円滑な流通確保及び消費者への安定供給に向けた対応や、②米トレサ法、食品衛生法等の遵守・取引先への働きかけについて、集荷業者、卸売業者、小売業者等に対して通知（令和７年３月14日発出）。

○ さらに、政府備蓄米の取引をするにあたって、地域ごとの需給状況にも配慮した供給とともに、卸売業者の販売先の業態、規模の大小、既存の取引先か否かに限らず、事業者と協議を進め、市場への供給を早急に拡大する等、円滑な流通の確保に一層努めてもらうよう、米の流通関係者に対して通知（令和７年４月30日発出）

＜政府備蓄米の買戻し条件付売渡しの状況＞

販売対象者

以下の条件を全て満たす者

- 年間の玄米仕入量が5,000トン以上の集荷業者
- 令和７年８月末までの卸売業者等への販売の計画・契約を有する者
  （入札の際に当省に販売計画等を提出）

販売価格

今般の政府備蓄米の販売にあたっては、「財政法」及び「予算決算及び会計令」に基づき、現在の価値（市場価格等）により最低販売価格を設定し、競争入札を実施。

卸売業者等への販売状況の報告・公表

- 買受者から販売数量・金額を隔週で農林水産省へ報告
- 報告内容は当省で取りまとめ、農林水産省HPで公表

販売対象米穀・数量

申込上限数量：「売渡予定数量」×「申請者の集荷数量のシェア」に基づき上限を設定

対象米穀：令和６年産米、５年産米

対象数量：第３回（令和７年４月）まで：31万トン

【入札結果】

第１回入札（執行日：令和７年３月10日～12日、公告日：３月３日）
契約数量：141,796トン　落札価格：21,217円/60kg　→３月18日以降引渡し

第２回入札（執行日：令和７年３月26日～28日、公告日：３月19日）
契約数量：70,336トン　落札価格：20,722円/60kg　→４月11日以降引渡し

第３回入札（執行日：令和７年４月23日～25日、公告日：４月16日）
契約数量：100,164トン　落札価格：20,302円/60kg　→５月14日以降引渡し

※落札価格は、各回において落札された販売区分の加重平均

随意契約による政府備蓄米の売渡しの状況

○ 小売業者向けに、政府備蓄米を定価による随意契約により売渡し。（令和７年６月20日より対象者を拡大し、中食・外食（給食等）事業者を追加）

○ **買戻し条件**については、今回は**小売業者等に対する売渡しであることから求めない**こととするが、備蓄水準を計画的に回復する観点から、今後環境が整った際には、今回の随意契約による売渡し数量と同量を今後買い入れる方針。

○ 今回の売渡しについては、**「政府備蓄米を安価で安定的に供給する」ことを目的に実施**することから、会計法第29条の３第４項の「契約の目的が競争を許さない場合」に該当するものとして**随意契約により売渡し**。

＜随意契約による政府備蓄米の売渡しの状況＞

販売対象者

① 大手小売業者
（年間 10,000トン以上の取扱数量（見込み含む））

② 中小小売業者
（年間 1,000トン以上、10,000トン未満の取扱数量（見込み含む））（これらの共同購入を含む）

③ 精米能力を有する米穀小売店
（これらの共同購入を含む）

④ 中食・外食（給食等）事業者
（これらの共同購入を含む）

販売価格（税抜）

令和４年産：11,010円／60kg
令和３年産：10,080円／60kg
令和２年産：　9,140円／60kg

買受者からの販売状況の報告・公表

- 販売数量・金額を隔週で農林水産省へ報告
- ＰＯＳデータを毎週報告（④には求めない）
- 報告内容は当省で取りまとめ、農林水産省HPで公表

販売対象米穀・数量(令和７年9月30日時点)

(1)令和７年５月26日・27日申込受付
＜対象・数量＞
①大手小売業者　22万トン(４年産20万トン、３年産２万トン)
→申込確定：200,638トン［59社］
(４年産187,940トン、３年産12,698トン)

(2)令和７年５月30日～申込受付
＜対象・数量＞
②中小小売業者：６万トン(３年産)
③精米能力を有する米穀小売店：２万トン(３年産)
→申込確定：②28,074トン［185社］ ③10,531トン［269社］

(3)令和７年６月11日～申込受付
＜対象＞
①大手小売業者、②中小小売業者、③精米能力を有する米穀小売店
④中食・外食(給食等)事業者(令和７年６月20日～申込受付)

＜数量＞
３年産10万トン、２年産10万トン
うち３年産10万トンと中小小売業者向けの残余の約２万トン(３年産)を先行して売渡し
→申込確定：①16,913トン[15社] ②5,192トン[56社]③7,766トン[140社]
④10,862トン[182社]

合計 申込確定数量　279,976トン[906社]

※数量は玄米ベース

令和８年産政府備蓄米の買入れについて

○　令和８年産の政府備蓄米の買入れについては、下記のとおり、従来通り一般競争入札により、２１万トンを対象として、「年明け１月以降、数回程度入札を実施」と示していたところ。

買入れの方法

公平性・透明性を確保する観点から、従来通り一般競争入札により実施（基本指針に規定）

入札の参加資格者

国内産米穀の買入契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格を有する者

買入価格・落札者の決定

予算決算及び会計令に基づき、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に予定価格を定め、低価の入札者から落札者を決定。

対象米穀・数量

対象米穀　　国内産米穀（水稲うるち玄米（１～３等））

対象数量・年産　２１万トン（８年産）

入札結果・予定

第１回入札（公告：令和8年３月13日、入札：４月14日）　落札数量　11,710トン
第２回入札（公告：令和8年４月15日、入札：４月28日）　落札数量　159,722トン
第３回入札（公告：令和8年４月30日、入札：５月26日）　落札数量　32,757トン
第４回入札（公告：令和8年５月27日、入札：６月９日）　落札数量　3,332トン

合計　207,521トン
※全量契約済み

政府備蓄米の売渡しに係る備蓄水準の回復について

○ 政府備蓄米は、**食料安全保障**の観点から、適正水準への回復を進めていく。

○ 政府備蓄米の売渡し（全体で59万玄米トン）に係る備蓄水準の回復は、**供給不足になる状況を避けつつ**、**適正水準に向けて着実に回復**を図る観点から、令和９/10年以降も含め、**今後、計画的に実施**。

○ **本年9月、急激な需給変動を避ける**とともに、 政府備蓄米の**年産構成の適正化**を図る観点も踏まえ、**令和７年産米21万玄米トン**の買戻しを決定し、全量成約済み。現在、引渡しに向けた手続を進めているところ。

○ また、順次、備蓄期間が経過した備蓄米を飼料用等の非主食用に販売。

○ 9/25現在の予想収穫量からは、**供給量が十分に確保され追加的な買戻しが可能な需給環境**が整いつつあるが、災害・長雨の影響を見極める必要があることを踏まえ、10/25現在の予想収穫量など、今後の需給状況等を見定めた上で、適正水準への回復を着実に進めていく。**「買戻し条件付売渡し」に係る追加的な買戻し**を実施することにより、売渡者から買戻すという義務を確実に履行していく。

<9月に決定した政府備蓄米の買戻しについて>

買戻しの方法

随意契約（一般競争入札により買戻し条件付きで売渡した政府備蓄米の買受者の中から、見積合せにより契約相手を決定）

買入価格・契約相手の決定

・見積合せにより契約相手を決定
・予算決算及び会計令に基づき、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に予定価格を定める。

スケジュールと対応状況

令和８年９月２日　公示
令和８年９月18日　見積合せの実施
※*21*万玄米ﾄﾝ成約済み。

現在、引渡しに向けた手続を実施中。

今回の買戻しにおける対象米穀・数量

対象米穀：国内産米穀（水稲うるち玄米（１～３等））
対象数量・年産：７年産米21万玄米トン

東日本大震災を踏まえての災害時に対応した備蓄

精米備蓄事業

≪背景≫

・東日本大震災発生後に、被災地から応急食料としての精米の供給要請
・大消費地である首都圏において一時的に米の品薄状態が発生

≪具体的な実施スキーム≫

○ **平成24年度から、政府が買い入れる備蓄米の一部を活用して精米（無洗米）形態での備蓄を実施**

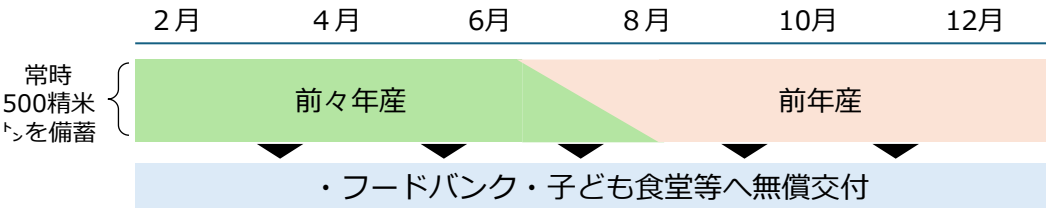
・備蓄量 ： 500トン（東日本大震災発生～4月20日までの被災地向け精米供給量に相当）
・実施主体 ： 政府所有米穀の販売等業務の委託を受けた民間団体等

○ **備蓄米は、更新前にフードバンク等へ**

≪対応実績≫

・平成28年４月の「熊本地震」発生を受け、27年産約 86トンを供給

備蓄用精米の切り替え（イメージ）



＊備蓄用精米の切り替えの時期はイメージ。各年度の在庫状況によって変更します。

食味等分析試験及び販売実証の結果概要

○ **食味等分析試験の結果概要（平成24年産～平成30年産において実施）**

	理化学分析			食味評価	
備蓄期間	水分（%）	脂肪酸度（mg）	濁度（ppm）	基準米との比較による総合評価	主観による絶対評価
基準米	14.3	3.0	12.0	－	－
2ヶ月	14.6	3.2	11.4	−0.1	3.5
4ヶ月	14.3	4.8	14.5	−0.6	2.7
6ヶ月	14.1	5.7	14.6	−0.3	2.8
8ヶ月	14.2	5.3	16.4	−1.1	2.2
10ヶ月	14.3	6.8	17.1	−1.4	2.0
12ヶ月	14.4	7.6	14.9	−1.3	2.0
14ヶ月	14.2	7.6	15.0	−1.4	1.9
16ヶ月	14.2	7.8	13.4	−1.5	2.0
18ヶ月	14.3	8.4	13.9	−1.7	1.8

※1 食味等分析試験（理化学分析及び食味評価）は、分析機関に委託（食味評価(官能試験)は20名のパネリストにより実施）。
※2 精米備蓄を実施した産地品種銘柄の平均（ただし、胚芽の残存が多く見られ、無洗米形態での備蓄可能期間を調べる本試験の試料に適さなかった産地品種銘柄を除く）。
※3 備蓄用精米（無洗米）は、温度15℃以下、湿度60～65%（目安）の低温倉庫で保管。

（参考）・水分は、農産物規格規程における精米（完全精米・一等）の基準が15.0%以下とされている。
・脂肪酸度は、貯蔵期間の経過に伴い上昇することが知られている（特段の基準はなし）。
・無洗米の濁度は、40ppm以下とされている（米穀公正取引推進協議会の濁度基準による）。
・基準米との比較による総合評価は、基準米を0として、±4の9段階で評価（"−1"は「わずかに不良」）。
・主観による絶対評価は、「5. 非常においしく食べられる」、「4. おいしく食べられる」、「3. 普通に食べられる」、「2. 少し劣るが食べられる」、「1. 受け入れられない」の5段階で評価。
⇒ 15℃以下で保管した場合、精米後12ヶ月経過しても食味は大幅に低下しないという結果

○ **販売（非主食用への販売）の概要**　令和8年2月現在

販売開始	備蓄期間	提示数量（t）	申込数量（t）	落札数量（t）	販売期間
R5年3月	12ヶ月	71	398	71	1ヶ月
R5年4月	9･12ヶ月	72	326	72	1ヶ月
R5年7月	13ヶ月	85	175	85	1ヶ月
R5年9月	13ヶ月	53	381	53	1ヶ月
R5年11月	13ヶ月	61	473	61	1ヶ月
R6年3月	13ヶ月	153	923	153	1ヶ月
R6年7月	13･14ヶ月	54	331	54	1ヶ月
R7年2月	15･16･17･19ヶ月	208	1237	208	1ヶ月

⇒販売時期の需給・価格によって、応札意欲や応札価格が影響されている。

ＣＰＴＰＰ豪州枠に係る会計検査院からの指摘について

○　ＣＰＴＰＰにおいて設定されたコメの豪州枠については、ＴＰＰ大綱に基づき「国別枠の輸入量に相当する国産米を政府が備蓄米として買い入れる」ことで当該国別枠の輸入量の増加による主食用米の需給及び価格に与える影響を遮断。

○　今般、会計検査院から、豪州枠の取扱い（枠数量に対する輸入数量が10分の１程度にとどまっている実態）について、「対策として見合っていない規模の備蓄米を買い入れている状況の下、当該施策が効果的、効率的に実施されるよう、施策の実施状況や効果の発現状況について引き続き検証し、定期的に点検・見直しを進めていくこと」との指摘を受けたところ。

【これまでの豪州枠及び豪州産米の輸入実績】

（単位：実トン）

	平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
枠数量	2,000（※）	6,000	6,000	6,240	6,480	6,720
輸入数量	1,120	3,459	595	620	520	6,198
消化率	56%	58%	10%	10%	８%	92%
備蓄米買入れ		令和元年１月 令和元年産 8,000実ﾄﾝ （9,000玄米ﾄﾝ）	令和２年１月 令和２年産 6,000実ﾄﾝ （7,000玄米ﾄﾝ）	令和３年１月 令和３年産 6,240実ﾄﾝ （7,000玄米ﾄﾝ）	令和４年１月 令和４年産 6,480実ﾄﾝ （7,000玄米ﾄﾝ）	令和５年１月 令和５年産 6,720実ﾄﾝ （8,000玄米ﾄﾝ）

注1：協定が平成30年12月に発効したため、平成30年度は6,000実トンを年度の残余の月数で按分した数量（※）。
注2：初年度（平成30年度）の国別枠輸入の対策として、翌年産（令和元年産）の備蓄米買入れにおいて当該国別枠相当分を上乗せした数量の買入れを実施。

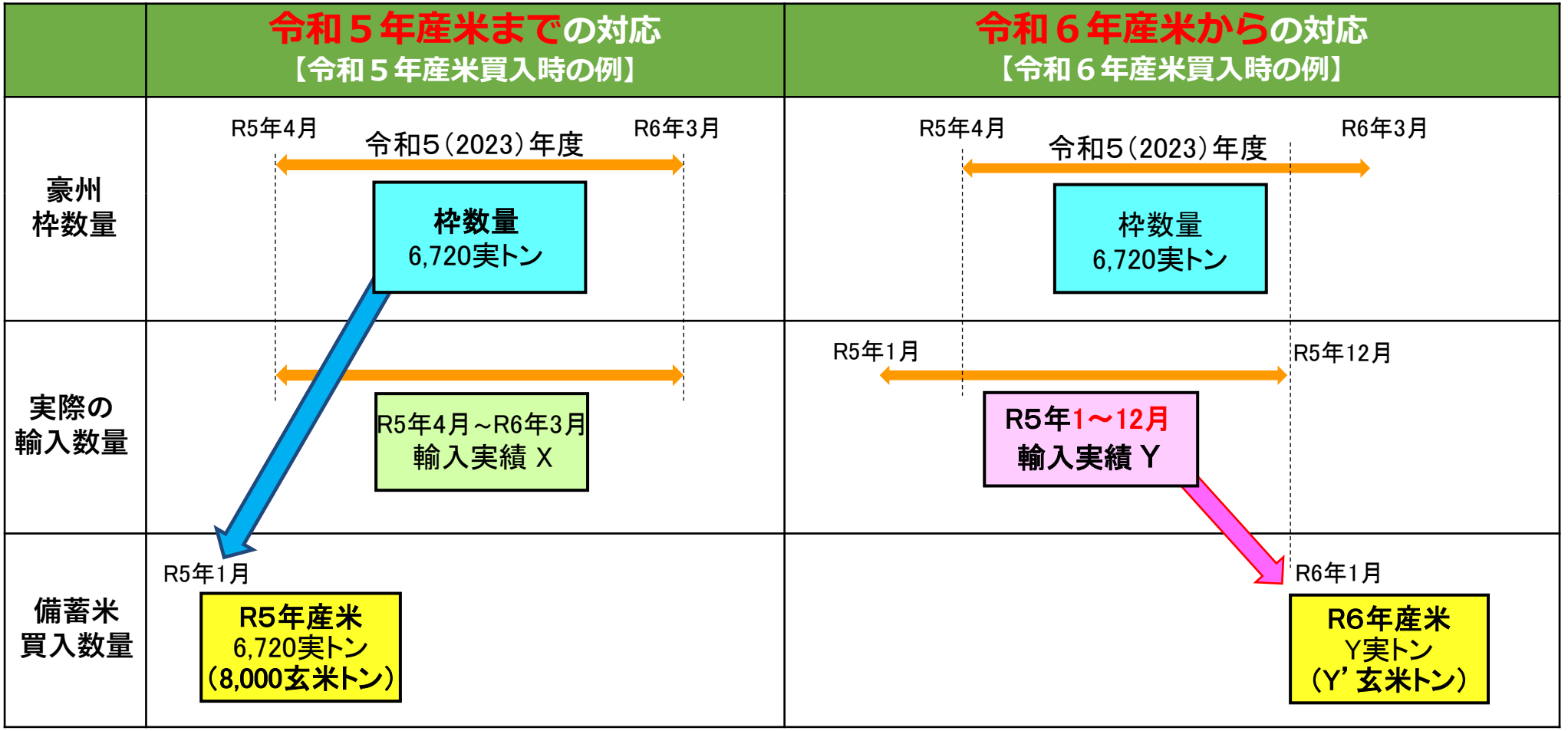
【会計検査院からの指摘抜粋】

会計検査院法第30条の3の規定に基づく報告書
「農林水産分野におけるＴＰＰ等関連政策大綱に基づく施策に関する会計検査の結果について」

第３　検査の結果に対する所見
２　所見
(2) 施策の実施状況及び施策の実施による効果の発現状況について
イ　経営安定対策に係る施策の実施状況及び施策の実施による効果の発現状況
(ｱ) 政策別の施策の実施状況及び施策の実施による効果の発現状況
ａ　米の経営安定対策に係る主要施策において、対策として見合っていない規模の備蓄米を買い入れたり、また、米、麦及び甘味資源作物の経営安定対策に係る主要施策において、定量的な成果目標が設定されていなかったりしている状況の下、当該3品目に係る施策が効果的、効率的に実施されるよう、施策の実施状況や効果の発現状況について引き続き検証し、定期的に点検・見直しを進めていくこと

総合的なＴＰＰ等関連政策大綱に基づく豪州枠に係る備蓄米の運営方法の見直し

- ○ 会計検査院からの豪州枠の取り扱いについての指摘を踏まえ、実際に豪州から輸入される数量に見合った規模の買入れとなるよう見直し。
- ○ 具体的には、これまで「枠数量」（４～３月）を事前（当該年産を播種前契約）に買い入れていたところ、令和６年産米からは、「実際の輸入数量」（１～１２月）を事後（翌年産を播種前契約）に買い入れ。



MA米及び政府備蓄米の加工原材料用途への販売について

○　ＭＡ米の加工原材料用途への販売数量は、国産加工原材料用米穀（ふるい下米等）の供給量の減少を受け、前年から大幅に増加した令和６年度に引き続き、令和７年度においても、約16万トンと近年に比べて多い水準。令和８年度（令和７年11月から令和８年９月まで）の販売数量は、前年同期比▲13%。

○　加工用米の生産量の減少やふるい下米発生量の減少に伴う国産加工原材料用米穀の不足に対して、政府備蓄米を、令和６年度に１万トン、令和７年度に約５万トン販売。

■MA米の加工原材料用途への販売数量の動向（速報）

（単位：実トン、%）

		11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	計
販売数量計	2年度	12,741	12,272	10,450	15,045	14,973	6,957	7,768	8,571	5,820	6,396	11,530	9,651	122,174
	3年度	11,101	11,010	10,830	9,626	10,459	7,274	6,474	7,932	6,036	6,150	8,833	8,013	103,738
	4年度	7,929	10,265	7,932	8,056	10,421	5,247	5,986	5,975	5,016	6,318	8,170	5,337	86,653
	5年度	5,920	7,504	6,252	7,644	8,584	4,151	5,004	6,025	4,810	6,276	11,123	8,006	81,299
	6年度	9,577	10,712	10,015	12,687	15,352	11,466	13,986	14,271	8,694	9,374	14,736	11,045	141,914
	7年度	14,589	14,319	7,503	15,058	14,147	11,942	11,311	15,563	13,744	11,133	15,705	13,648	158,662
	（前年比）	(152%)	(134%)	(75%)	(119%)	(92%)	(104%)	(81%)	(109%)	(158%)	(119%)	(107%)	(124%)	(112%)
	8年度	14,317	14,112	9,490	11,376	15,445	8,717	8,747	13,398	7,676	8,584	13,700		125,562
	（前年同期比）	(98%)	(99%)	(126%)	(76%)	(109%)	(73%)	(77%)	(86%)	(56%)	(77%)	(87%)		(87%)

注１：年度は米穀年度（前年11月から当年10月まで）。
　２：令和８米穀年度は速報値。

■政府備蓄米の加工用途向け販売実績

（単位：玄米トン）

販売年度（販売米穀）	販売数量
平成24年度（平成18年産米）	43, 843
平成25年度（平成18年産米）	26, 854
令和６年度（令和２年産米）	10, 000
令和７年度（令和２年産米）	52, 172

注：　政府所有備蓄備蓄用精米の加工用途向けの販売実績は除く。

備蓄期間が経過している政府備蓄米の非主食用向け販売について（令和８年度）

○　「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」（令和８年９月）において、「今後、第３の１（１）②の備蓄期間が経過している備蓄米を飼料用等の非主食用に販売」とされたことを踏まえ実施。

配合飼料用

販売開始時期

令和８年10月２日から見積合せを実施

販売対象者

「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（平成21年５月29日付け21総食第113号総合食料局長通知。）に基づく配合飼料用米の有資格者

販売対象米穀・数量等

【令和８年11、12月分】
対象米穀、数量：令和２年産水稲うるち玄米　約４万トン
販売価格：見積合せによる
引渡期間：令和８年12月末

【令和９年１～３月分】
対象米穀、数量：備蓄期間が経過している備蓄米について、需要者の意向やメッシュチェックの状況を踏まえ判断（最大約１１万トン）
販売価格：見積合せによる
引渡期間：令和９年３月末

加工原材料用

販売開始時期

令和８年10月５日から入札を実施

販売対象者

「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（平成21年５月29日付け21総食第113号総合食料局長通知。）第４章Ⅰ第２の１の⑵及び⑶に規定する加工原材料用の買受資格を有する者であって、今回の政府備蓄米購入契約数量以上に、令和９年産の加工用米若しくは新規需要米（米粉用米）の購入を希望する者

販売対象米穀・数量等

対象米穀、数量：
令和２年産水稲うるち精米　17,799トン
令和５年産水稲うるち精米（無洗米加工）　55トン
令和６年産水稲うるち精米（無洗米加工）　57トン
販売価格：一般競争入札による
引渡期間：令和８年12月末

販売対象用途

加工原材料用の使用用途：基本要領第４章Ⅰ第１の２の(2)の各号に掲げる使用用途。

ア　酒類用（焼酎用、泡盛用（沖縄県下の買受資格者に販売する場合に限る。）リキュール類用、スピリッツ用、みりん用、ビール用、雑酒用又は純粋酵母用）　**イ**　調味料用（味噌用、食酢用、醤油用、こうじ（清酒用こうじは除く。）用、たれ調味料用、もろみ（清酒用もろみは除く。）用又は香辛料用）　**ウ**　菓子用（米菓用又は和菓子用）　**エ**　米穀粉用（上新粉やみじん粉等の米穀粉用、乳児穀粉用、玄米粉用又はビーフン粉用）
オ　加工品用（甘酒用、玄米茶用、漬物もろみ用、朝食シリアル用、乳児食用、ライススターチ用、味米用、いり玄米スープ用又は水産練製品用）　**カ**　小麦粉混入製品用（米穀粉入りめん用又は米穀粉入りフライ用）
キ　その他農産局長が必要と認める用途（※）
（※）清酒用、加工米飯用（肉又は魚、甲殻類、軟体動物その他の水棲動物の混入割合が３％以上（仕込時）である密封包装したレトルト米飯、冷凍米飯等であって、２ヶ月以上の保存に耐えられるもの）、ビタミン強化米用、アルファ化米又はアルファ化米を原料とする製品用、包装もち用又は米穀粉混入製品用

政府備蓄米の無償交付（こども食堂・こども宅食、フードバンクへの支援）

背景・目的

○学校給食における**ごはん食の拡大を支援**するための政府備蓄米の**無償交付制度**の枠組みの下、こども食堂・こども宅食、フードバンクにおいて**食育の一環としてごはん食の推進を支援**。

こども食堂・こども宅食（事業内容等）

〔こども食堂・こども宅食〕

（支援対象）**ごはん食の提供又は食材としてお米を提供・配付する団体・運営者**の取組

（支援要件）食事の提供やお米を配付する際などに、ごはん食の魅力を伝えるなどの**食育の取組を行うこと**

（支援上限）団体ごとに**一申請当たり600kg（年度内に合計５回の申請が可能）**

（申請先）
（株）アイヴィジット（委託機関）

フードバンク（事業内容等）

〔フードバンク〕

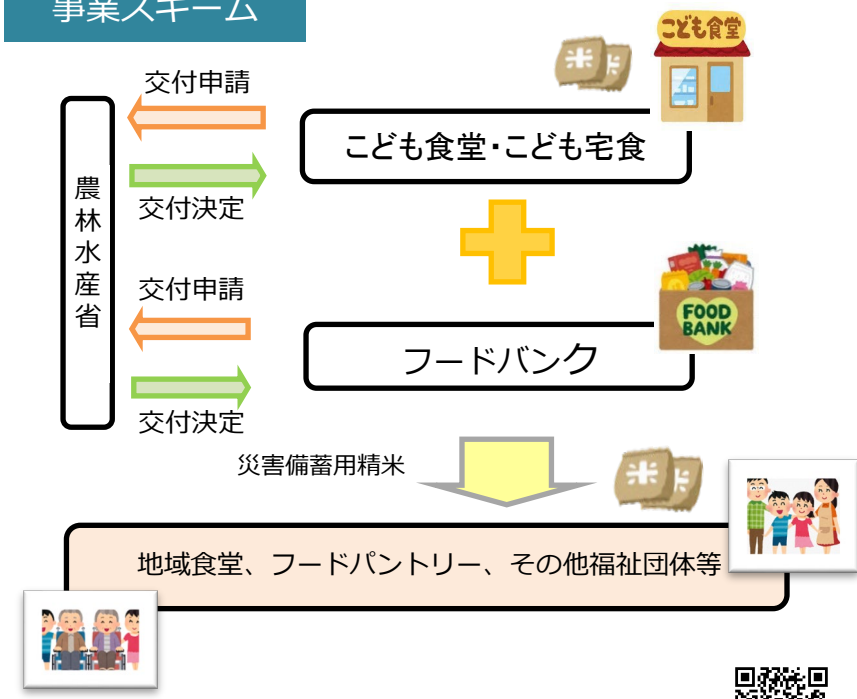
（支援対象）**食育活動を支援するフードバンク**

（支援要件）**①法人格を有していること、②団体として１年以上の活動実績があること、③「食品寄附ガイドライン」に基づく食品の取扱いを行っていること、④地方公共団体と連携した取組を行っていること**など

（支援上限）申請団体ごとに、当該団体における**前年度の食品取扱実績の1/5以内（50トンを上限）**

（申請先）
（株）アイヴィジット（委託機関）

事業スキーム



お問い合わせ先

申請様式等、詳しくはこちら ▷▷

担当先	連絡先	担当先	連絡先
農産局穀物課 米麦消費拡大推進室	03-3502-7950	東海農政局 生産振興課	052-223-4623
北海道農政事務所 業務管理課	011-330-8808	近畿農政局 生産振興課	075-414-9021
東北農政局 生産振興課	022-263-1111	中国四国農政局 生産振興課	086-224-9411
関東農政局 生産振興課	048-740-0403	九州農政局 生産振興課	096-300-6223
北陸農政局 生産振興課	076-232-4302	内閣府 沖縄総合事務局 生産振興課	098-866-1653

※上記以外の各都道府県（地域拠点）の連絡先は、農林水産省のホームページをご覧ください